

点検結果表（規制の事前評価）

政策の名称	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案	府省名	国土交通省
根拠となる法令	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 <input type="checkbox"/> 政令 <input type="checkbox"/> 府省令 <input type="checkbox"/> 告示 <input type="checkbox"/> その他 奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法		
規制の区分	<input type="checkbox"/> 新設等 <input checked="" type="checkbox"/> 緩和 <input type="checkbox"/> 廃止		

点検項目	評価の実施状況					課題
① 規制の目的、内容及び必要性	<input checked="" type="checkbox"/> 説明あり <input type="checkbox"/> 説明なし					※
費用の分析						
② その他の社会的費用	<input type="checkbox"/> 金銭価値化	<input type="checkbox"/> 定量化	<input type="checkbox"/> 定性的記述	<input checked="" type="checkbox"/> 負担なし	<input type="checkbox"/> 分析なし	
③ 費用と便益の関係の分析	<input type="checkbox"/> 費用便益分析	<input type="checkbox"/> 費用効果分析	<input type="checkbox"/> 費用分析	<input checked="" type="checkbox"/> 定性的な分析	<input type="checkbox"/> 分析なし	
【課題の説明】						

「○」:評価書の分析・説明に課題（疑問点・問題点等）があるもの。

「※」:点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題が解消したもの。

「◎」:点検過程における各府省からの補足説明（＜点検結果表の別紙＞参照）により課題の一部が解消したものの（なお、「評価の実施状況」欄には評価書を踏まえた区分を、次の【課題の説明】欄には、評価書及び補足説明を踏まえた課題内容を記載していることから、両者の内容が一致しない場合がある。）。

【点検結果表の別紙】

《規制の影響が及ぶ範囲等に係る参考情報》

○ 当省の照会

規制の影響が及ぶ範囲を示す情報として、奄美群島及び小笠原諸島のそれぞれにおける i) 特例通訳案内士、ii) 島内限定旅行業者代理業者の登録が見込まれる数（具体的件数が不明である場合、産業振興促進計画の認定を目指している市町村の数）が分かれば、御教示ください。

○ 国土交通省の説明

産業振興促進計画の認定を目指している市町村数は、13 市町村（奄美群島 12、小笠原諸島 1）となります。

《規制の必要性に係る補足説明》

○ 当省の照会

規制の必要性について、奄美群島振興開発特別措置法関連及び小笠原諸島振興開発特別措置法関連のいずれにおいても、島内限定旅行業者代理業者に対する報告徴収制度の創設に係る説明が記載されていないことから、本規制の創設についても、説明する必要がある。

○ 国土交通省の説明

旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）第 26 条第 1 項においては、業務の適正な実施を担保するとともに、業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全の確保及び旅行者の利便の増進を図るため、旅行業者及び旅行業者代理業者等に対して業務に係る報告徴収を觀光庁長官に認めているもの。

奄美群島内限定旅行業者代理業者及び小笠原諸島内限定旅行業者代理業者は、旅行業法の特例として、旅行業者代理業者と同様の業務を奄美群島内又は小笠原諸島内において行うことが認められるものである。

このため、奄美群島内限定旅行業者代理業者及び小笠原諸島内限定旅行業者代理業者に対しても、旅行業者代理業者と同様の観点から、国土交通大臣が報告徴収できるものとしている。